

入札説明書

防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務

令和5年6月

新潟市危機管理防災局危機対策課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務 一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

(4) 履行期限

令和6年3月31日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる者であること。

3 問い合わせ先

新潟市危機管理防災局危機対策課

951-8550（郵便番号）

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話 0 2 5 - 2 2 6 - 1 1 4 6 (直通)
F A X 0 2 5 - 2 2 4 - 0 7 6 8
電子メール kikitaisaku@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)に秘密保持誓約書(別記様式第2号)、供給機器に関する体制調書(別記様式第3号)及び機能証明書(機器等明細一覧)(別記様式第4号)を添えて、郵送は(書留郵便に限る。)令和5年7月18日(火)午後5時まで、持参は令和5年7月19日(水)午後5時までに第3項の場所に提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

(2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。

(3) 競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和5年7月31日(金)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時、場所

令和5年8月9日(水)午前10時00分

新潟市役所本館2階 入札室

新潟市中央区学校町通1番602番地1

(2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和5年8月1日(火)から令和5年8月8日(火)午後5時までに第3項の場所へ必着とする(書留郵便に限る)。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書(別記様式第5号)を令和5年6月28日(水)から同年7月12日(水)午後5時までに第3項の場所へ電子メール又はFAXにより提出すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。た

だし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第4項第3号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(別記様式第7号)を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名及びその押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名、受任者名(代理人の氏名)及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名(件名)及び数量

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

(13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、

入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

(19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。

8 落札者の決定

(1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったとき

は、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和5年7月12日（水）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

15 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

防災行政無線（地域防災系）撤去及び
防災衛星無線設置業務

仕 様 書

令和5年6月

新 潟 市

第1 総則

1 目的

本委託は、260MHz帯デジタル移動通信システム廃局をした設備の撤去、現状復旧及び衛星通信トランシーバー（車載型）の設置を行うものとする。

2 履行期限

本業務の履行期限は令和6年3月31日までとする。

3 支払

検査後、請求書に基づき一括にて支払うものとする。

4 仕様書の疑義

本仕様書は本施設に関する大要を示したもので、疑義を生じた場合直ちに新潟市危機対策課（以下「甲」とする。）に連絡の上指示を受けるものとする。

なお、仕様書に示されない事項であっても、これが当然と認められる事項については、請負者（以下「乙」とする。）の責任において作業すること。

5 契約の変更

本委託の実施にあたっては、乙は契約金額の範囲内で完成するものとし、契約の変更は認めない。ただし、甲の都合により変更を必要とする場合は、その時点で乙と協議の上書面で定める。

第2 防災行政無線（地域防災系）撤去に関する仕様

1 概要

本委託は、既存設備の撤去及び現状復旧を行うものとする。

2 作業計画

- (1) 作業計画は作業の手順、日程、作業方法、安全対策その他業務の全般的計画であるから、甲との打合せ、現地調査、関連業者との連絡など充分行って作業計画書を作成し、契約後速やかに甲に提出するものとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 請負者（以下「乙」とする。）は、甲の指定した作業方法等について代案を申し出ることができる。
- (3) 甲から示された以外に、乙が作業上必要とする作業用地等は、あらかじめ協議のうえ、乙の責任において確保しなければならない。
- (4) 委託作業上必要な工具等は貸与または支給されるもの以外は、すべて乙の負担とすること。
- (5) 撤去品の搬出に当たっては、事前に搬出手順、日時等について施設管理者と協議すること。

3 業務管理

- (1) 業務管理は作業計画に基づき履行期間内に完了できるよう行わねばならない。
- (2) 委託撤去にかかわる法令法規等を遵守し、作業の円滑な進捗を計るものとする。
- (3) 委託撤去に必要な関係官庁等に対する諸手続きは速やかに行うものとする。
又、関係官庁等と交渉を要するとき及び交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。
- (4) 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員の承認を得て行うものとする。
- (5) 委託期間中監督職員と行った主要な協議事項等は監督職員の記録する打合せ簿に押印し、相互に確認するものとする。

4 委託の現場管理

- (1) 委託撤去に当たっては、確実な方法、安全、履行期間内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- (2) 指定または指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。業務上必要ある場合はあらかじめ甲の承諾を求めるものとする。
- (3) 改修、増設などで、すでに運営中の設備に関係する作業の場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- (4) 作業が完了した時は跡片付け、清掃等を完全に実施しなければならない。特に作業のため借地した土地等は、契約に基づき整備し返還するものとする。

(5) 現状復旧の塗装は、損傷、腐食等に強く且つ、美観を損なわないものであること。

5 委託内容の変更

仕様書に指定され、または指示された内容が作業困難な場合等はその理由変更内容を申し出、協議するものとする。

6 作業写真

作業後形状が変わり、または内容が隠ぺいされる箇所（名称、寸法等が確認できること）及び作業毎の写真を撮影し、作業の種類ごとに整理して監督職員に提出するものとする。又、撮影箇所は、監督職員と事前協議を行い了解の上実施するものとする。

7 提出書類

- (1) 乙は材料の品名、数量、規格、使用箇所及び製造会社名を記載した書類を甲に提出するものとする。
- (2) 産業廃棄物の処理、処分を委託した場合は、マニフェスト（廃棄物処理委託伝票）の写しを甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、施設の作業に必要な関係官庁への申請書または届出図書等を速やかに作成するものとする。
- (4) その他、甲が承諾を求めたすべての書類他、発注者が必要と認める書類

8 適用規則

本施設の設計については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・日本工業規格（J I S）
- ・日本技術標準規格（J E S）
- ・消防法及び同法関係規則等
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・その他関係法令及び規格

9 契約の範囲

契約の範囲は既設設備の空中線・空中線取付金具等・同軸ケーブル・配管・線び保護管等・電源線の撤去及び撤去後の穴等の防水処理。撤去品の廃棄処分。無線は統制台1台、基地局3局、車載型86局、携帯型91局、半固定局379局及び遠隔操作端末の廃棄とし、設置場所及び図面詳細については別紙1のとおりとする。また、保安の都合上、非公表の施設図面があるため、入札前に新潟市危機対策課窓口まで図面の原本を確認することとする。

同軸ケーブルの廃棄については、原則廃棄とするが、構造等の理由による支障がある場合は別途協

議し、残存させるものとする。

1 0 諸手続

本施設に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続きについては、甲が委任した乙が甲と必要事項を打合せの上、乙がおこなう。この手続等の費用については乙の負担とする。

1 1 検収

乙は、業務完了後に完成届を甲に提出し、甲の行う検収検査の合格をもって検収とする。

1 2 保証

乙は、業務の不完全に起因する事故等に関しては引渡しの翌日から起算して1年間の補償の責に任じ、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

1 3 提出書類

(1) 乙は、本業務の契約締結後、次の書類を甲に提出し、作業に着手するものとする。

- | | |
|------------------|------|
| (ア) 作業日程表 | 3部 |
| (イ) 着手届 | 1部 |
| (ウ) その他 甲が指定するもの | 指定部数 |

(2) 乙は、本作業完成後速やかに次の書類を甲に提出するものとする。

- | | |
|------------------|------|
| (ア) 完了届 | 1部 |
| (イ) 完成届 | 1部 |
| (ウ) 現場写真（作業及び完成） | 2部 |
| (エ) その他甲が指定するもの | 指定部数 |

第3 機器設置に係る仕様

1 衛星 PTT 無線機（車載型）

(1) 本体

- (ア) 無線通信仕様 衛星通信網 (Iridium 社)
- (イ) 周波数 1616MHz~1626.5MHz
- (ウ) 定格出力 最大 7W
- (エ) 外形寸法 125 mm (幅) × 29mm (高さ) × 156.5mm (奥行) 以下 (突起物除く)
- (オ) 重量 (本体) 約 0.95g (マイクロホン含む) 約 1.2g
- (カ) 使用温度範囲 -30°C~+60°C
- (キ) 音声出力 1.5W 以上 (内蔵スピーカー)
- (ク) その他
 - ①チャンネル (トークグループ) を付属スピーカーマイクロホンのロータリースイッチなどで容易に変更できること。
 - ②緊急呼出ボタンを実装していること。
 - ③音声録音機能を実装していること。
 - ④Bluetooth®を内蔵していること。
 - ⑤多言語表示に対応していること。
 - ⑥アンテナを屋外に設置し、屋内や車内からでも通信可能な環境を整備できること。
 - ⑦通信拡張ユニット (オプション) と併用した場合、従来の無線機 (特定小電力トランシーバーや IP トランシーバー) とともに通信が可能であること。

(2) スピーカーマイクロホン

- (ア) 外形寸法 59.5 mm (幅) × 134.6mm (高さ) × 30.1mm (奥行) 以下
- (イ) 重量 約 250g
- (ウ) 使用温度範囲 -30°C~+60°C
- (エ) 防塵・防水性能 IP55 準拠

(3) アンテナユニット

- (ア) 外形寸法 76.8 mm (幅) × 200mm (高さ) × 76.8mm (奥行) 以下
- (イ) 重量 約 500g
- (ウ) 使用温度範囲 -30°C~+60°C
- (エ) 防塵・防水性能 IP67 準拠
- (オ) 電源 PoE (IEEE802.3at 準拠/最大 25W)

(4) 卓上電源

- (ア) 外形寸法 160mm (幅) × 140mm (高さ) × 200mm (奥行) 突起部含まず
- (イ) 重量 2200g
- (ウ) OUTPUT DC13.8V 7A

(5) PoE 延線装置 (ABiLINUX3501T)

(ア) 外径寸法	50mm(幅)×135mm(高さ)×110mm(奥行) 突起部含まず
(イ) 重量	740g
(ウ) 伝送方式	VDSL2(プロトコル 8b)
(エ) 最大伝送速度	上り 70Mbps/下り 20Mbps
(オ) 使用周波数帯域	0～8MHz
(カ) 最大フレーム長	1536byte (VLAN タグ含む)
(キ) インターフェース	Ethernet RJ-45×1ポート ・ 10/100BASE-TX ・ オートネゴシエーション ・ オート MDI/MDIX Line ・ RJ11 またはターミナルブロック ・ PoL (Power over Link)
(ク) 消費電力	最大 65W (PoL あり)

(6) PoE 延線装置 (ABiLINUX3501R)

(ア) 外径寸法	50mm(幅)×135mm(高さ)×110mm(奥行) 突起部含まず
(イ) 重量	750g
(ウ) 伝送方式	VDSL2(プロトコル 8b)
(エ) 最大伝送速度	上り 70Mbps/下り 20Mbps
(オ) 使用周波数帯域	0～8MHz
(カ) 最大フレーム長	1536byte (VLAN タグ含む)
(キ) インターフェース	Ethernet RJ-45×1ポート ・ 10/100BASE-TX ・ オートネゴシエーション ・ オート MDI/MDIX ・ IEEE802.3af/at Line ・ RJ11 またはターミナルブロック ・ PoL (Power over Link)
(ク) 消費電力	最大 65W (PoL あり)

2 検収

甲が行う外観、機能等の検査に合格し回線開通確認の日をもって納品完了とする。

3 保障

乙は、納品日から1年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合、無償にて修理または交換を行うこと。

4 機器

品名	数量（台）	指定品
車載型衛星通信トランシーバー （スピーカーマイクロホン、アンテナユニット、アンテナ用LANケーブル、DC電源ケーブル付属 IC-SAT100M用指令局電源）	14	アイコム（株）製 IC-SAT100M PS-230A

※上記機器構成品の同等品も可とする。ただし、事前に当課担当職員へカタログ等で資料を提出し承認を得ること。

5 設置、履行場所

機器設置については14局とし、設置場所の詳細図面については、別紙2のとおりとする。また、アンテナから無線機まで100m以上距離が有る場合は、PoE延線装置を使用し、設置するものとする。

また、当初見込みは図面記載から5箇所（5組）を計上している。

場所	住所
新潟市役所 危機管理防災局	新潟市中央区学校町通1番町602-1
新潟市北区役所	新潟市北区東栄町1丁目1-14
新潟市東区役所	新潟市東区下木戸1丁目4-1
新潟市中央区役所	新潟市中央区西堀通866
新潟市江南区役所	新潟市江南区泉町3丁目4-5
新潟市秋葉区役所	新潟市秋葉区程島2009
新潟市南区役所	新潟市南区白根1235
新潟市西区役所	新潟市西区寺尾東3丁目14-41
新潟市西蒲区役所	新潟市西蒲区巻甲2690-1
新潟市役所 ふるまち庁舎	新潟市中央区古町通7番町1010
新潟市消防局	新潟市中央区鐘木257-1
新潟市水道局	新潟市中央区関谷下川原町1丁目3-3
新潟市保健所	新潟市中央区紫竹山3丁目3-11
新潟市民病院	新潟市中央区鐘木463-7

防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務委託契約書

新潟市（以下「甲」という。）〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する「防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務」について、次のとおり請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 委託業務の名称
「防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務」（以下「本業務」という。）
- 2 委託業務の内容
別紙「防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 履行場所
甲の指定する場所
- 4 履行期間
令和6年3月31日 まで
- 5 契約金額
契約総額 金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円）とする。
- 6 契約保証金
新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。
- 7 契約条項
別紙「防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務委託契約書 契約条項」のとおり。
本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新 潟 市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

印

防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務委託契約書 契約条項

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
 - 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日(その翌日が休日であるときは順延した日)を末日とする。

- 2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めるこ

とができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があつたときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求

をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項目	摘要
入札公告年月日	令和5年6月28日
公告番号	新潟市契約公告第25号
調達物品名	防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード：
添付書類	(参考) ・秘密保持誓約書（様式第2号） ・供給機器に関する保守等の体制調書（様式第3号） ・機能証明書（機器等明細一覧）（様式第4号） ・その他（ ）
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、「防災行政無線 (地域防災系) 撤去及び防災衛星無線設置業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。) に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書 (以下「本誓約」という。) は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報 (甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む) を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が相当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本件を履行するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第10条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守します。

誓約日 年 月 日

(乙) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

供給機器に関する体制調書

商号又は名称

1 保守作業の体制について、該当する番号に○印で囲むこと。

- (1)新潟市危機対策課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることが可能です。
- (2)新潟市危機対策課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることができません。

※「迅速に対応」とは、24時間365日連絡を受けられる態勢を確保し、平日の午前8時30分から午後9時までの間は新潟市危機対策課の連絡から1時間以内に対応を開始し、それ以外の時間帯は翌業務日の午前9時までに対応開始することをいう。

2 保守作業の体制について

項目	体制	備考
技術支援業者名称(※)		法人名を記入
所在地(※)		所在地を記入
当社との関係(※)		直営・協力
技術スタッフ数	人	スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数	人	スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間	時間	時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有・無

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

3 対応スタッフの取得資格等について

資格等の名称	取得人数
	人
	人
	人
	人
	人

4 過去2年間における本業務と同様な契約実績について、該当する番号に○印で囲むこと。なお、(1)の場合は、契約実績を記入すること。

(1) 本業務と同様な契約実績が複数回あります。

契約期間	契約締結先	契約内容 (機器名称等)	契約金額 (月額税込)

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して2年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載も認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

(2) 本業務と同様な契約実績がありません。

年 月 日

所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第 2 5 号

2 件 名 防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務

質 疑 事 項

注 1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注 2 提出期限は令和 5 年 7 月 1 2 日（水）午後 5 時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注 3 回答は、提出期限後 6 日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

金 額	百	千	円	
履 行 場 所	新潟市役所3階 本部会議室			
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

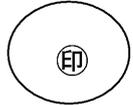
〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町

〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役



- ・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
- ・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇



新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記内訳の「金額」欄の合計と同額。

金額	¥	百	千	円	
	〇	〇	〇	〇	
履行場所	〇〇〇〇〇				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
〇〇〇〇〇〇〇〇	△△△		〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	

“仕様書のとおり”
という記載でも結構です。

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所
氏 名 印

受 任 者 氏 名 印

記

件 名 防災行政無線（地域防災系）撤去及び防災衛星無線設置業務

委任状

年 月 日

新潟市長様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○



受任者 氏名 ○○ ○○



記

件名 ○○○○○○○○